

上尾市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

〔 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 〕  
〔 総 務 部 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 2 0 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1, 5 0 0 人以下の建設業者をいう。第 3 条において同じ。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における上尾市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 本制度を利用する場合における債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事に該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項又は第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 2 項（同令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格審査の対象となった工事
- (2) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする建設工事
- (3) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事で、次のいずれにも該当しないもの
  - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれるもの
  - イ 前年度から歳出予算が繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれるもの
  - ウ 債務負担行為又は歳出予算の繰越しに係る工事であり、かつ、債権譲渡を承諾する時点において、次年度に工期末を迎え、工期の残りが 1 年未満のもの
- (4) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由があると市長が認める工事（債権の譲渡先）

第 3 条 本制度を利用する場合における工事請負代金債権（以下単に「債

権」という。)を譲渡することができる相手方は、事業協同組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人である建設業者団体をいう。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る中小・中堅建設業者への貸付事業を確実に実施することができる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される債権の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該工事が完成した場合 約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金額(当該工事に係る請負契約の契約変更により請負代金額に増減が生じた場合にあつては、変更後の請負代金額。次号において同じ。)から既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事に係る請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額
- (2) 当該工事に係る請負契約が解除された場合 約款第53条第1項の規定による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事に係る請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾の申請は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に掲げる書類を提出して、これを行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式) 1部
- (2) 工事履行報告書(第2号様式) 1部
- (3) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書 各1部
- (4) 保証委託契約約款等において、債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1部

2 前項各号に掲げる書類は、市に持参して提出するものとし、郵送により提出することはできない。

3 第1項の規定による申請は、当該工事の出来高（第2条第3号ア又はイに掲げる工事にあつては、当該年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以後にこれを行うことができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第6条 債権譲渡の承諾は、次に掲げる事項の全てが確認された場合にこれを行うものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書に記載された債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名並びに契約締結日、工事名、工事場所及び工期が工事請負契約書の記載と一致していること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書に押印された実印が印鑑登録証明書と一致していること。

(3) 債権譲渡承諾依頼書に記載された請負代金額並びに既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金の額に誤りがなく、かつ、譲渡される債権の額が第4条各号に定める額と一致していること。

(4) 工事進行状況を記載した工事履行報告書により出来高の確認ができること。

(5) 発行日から3月以内の印鑑登録証明書の原本が提出されていること。

(6) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、必要な承諾を受けている旨の承諾書（記載内容が本市に提出されている保証委託契約約款等及び債権譲渡承諾依頼書の記載内容と一致し、かつ、適正な承諾者が発行したものに限り。）が提出されていること。

(7) 当該工事に係る請負契約が解除されていないこと及び約款の規定に基づき契約を解除するおそれがないこと。

（債権譲渡の承諾等）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請を受けた場合は、前条各号に掲げる事項を確認した上で、速やかに債権譲渡の承諾の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により債権譲渡を承諾することを決定したときは、当該申請者に対して確定日付を記載した債権譲渡承諾書（第3号様式）を2部交付するものとする。

3 市長は、第5条第1項各号に掲げる書類の提出がない場合又は前条各号に掲げる事項を確認することができない場合は、債権譲渡を承諾しないものとする。この場合において、債権譲渡人及び債権譲受人に対して承諾しない理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（第4号様式）を各1部交付するものとする。

4 市長は、債権譲渡整理簿（第5号様式）により債権譲渡の依頼及び承諾の可否の決定の状況を管理するものとする。

（支払計画等の提出）

第8条 債権譲渡人は、債権を譲渡した相手方（以下「債権譲受人」という。）から融資を受けようとするときは、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への代金の支払計画を記載した支払状況・支払計画書（第6号様式）を債権譲受人に提出し、当該債権譲受人の確認を受けなければならない。

2 債権譲受人は、前項の支払状況・支払計画書の提出を受けたときは、当該書類の写しを保証事業会社に提出し、その確認を受けるものとする。

（出来高確認）

第9条 本制度による融資の審査手続等において出来高の確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高の確認を行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の規定による出来高の確認を行うに当たり、工事現場に立ち入る必要がある場合は、工事出来高確認協力依頼書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、その内容を審査の上、工事現場に立ち入る必要があると認めたときは、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行報告）

第10条 第7条第2項の規定により債権譲渡の承諾を受けた債権譲渡人及び債権譲受人は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、共同して融資実行報告書（第8号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(請負代金の請求)

第11条 債権譲受人は、約款に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、市に当該請負代金の支払を請求することができる。この場合において、債権譲渡人は、債権譲渡の承諾があった日以後は、請負代金等の請求をすることはできない。

2 前項の規定により債権譲受人が工事請負契約書に基づき確定した請負代金の支払を請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書(第9号様式) 1部

(2) 債権譲渡契約証書の写し 1部

(3) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書  
各1部

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第12条 債権譲渡をした後は、当該承諾に係る工事(第2条第3号ウに定める工事に係る各会計年度における工事を除く。)について債権譲渡人及び債権譲受人は、中間前払金及び部分払金の支払の請求はできないものとする。この場合において、第2条第3号ウに定める工事のうち、債務負担行為に係るものについては、約款第41条第1項の規定による読み替え後の約款第35条第1項に規定する前払金についても支払の請求はできないものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。